

○能勢町移住等コーディネーター設置要綱

(設置)

第1条 人口減少及び高齢化や空家等の増加が進行する本町において、地域内の人材を積極的に活用し、適切な空家等の管理やその利活用により、本町外からの移住や定住・定着等（以下「移住等」という。）の促進を図り、地域力の維持・強化並びに地域の活性化を目指すことを目的に、能勢町移住等コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を設置する。

(コーディネーターの活動)

第2条 コーディネーターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動に従事する。

- (1) 空家等実態調査結果に基づく物件等の掘り起こしに係る業務
- (2) 移住等希望者・空家所有者等への相談対応業務
- (3) 情報発信等に係る業務
- (4) 物件の多様化への取組に資する個別ヒアリング等に係る業務
- (5) その他、町長が特に必要と認める活動

(コーディネーターの委嘱)

第3条 コーディネーターは、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうちから、町長が委嘱する。ただし、委嘱に伴う雇用契約及び雇用関係は存在しないものとする。

- (1) 町の空家等の利活用や地域の活性化について、深い理解と熱意を有し、かつ、積極的に活動できる心身共に健康な者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (3) 能勢町暴力団排除条例（平成25年条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者

(コーディネーターの委嘱期間)

第4条 コーディネーターの委嘱期間は1年以内とし、最長3年まで延長することができるものとする。ただし初年度は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。

- 2 前項の規定により委嘱期間を延長する場合は、1年ごとに延長するものとする。

(守秘義務)

第5条 コーディネーターは、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(解嘱)

第6条 町長は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) コーディネーター本人から退任の願い出があったとき。
- (2) 法令若しくは契約上の義務に違反し、又はコーディネーターとしての職務を怠ったとき。
- (3) 業務活動に際して、必要な適格性を欠くと認められるとき。
- (4) 心身の故障のため、活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (5) コーディネーターとしてふさわしくない非行があったとき。
- (6) 能勢町暴力団排除条例（平成25年条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であると判明したとき。

(活動報告)

第7条 コーディネーターは、日々の活動内容について能勢町移住等コーディネーター活動日誌（様式第1号）に記録することとし、1か月間の活動の総括を能勢町移住等コーディネーター活動月報（様式第2号）にとりまとめ、翌月の5日までに町長に提出するものとする。

(委託料)

第8条 町長は、コーディネーターの活動に対する対価及び活動に要する経費として活動実績に応じた委託料を予算の範囲内で支払うものとする。

(請求)

第9条 コーディネーターは、1か月の委託料を算出の上、能勢町移住等コーディネーター委託料請求書（様式第3号）を、第7条に定める能勢町移住等コーディネーター活動日誌（様式第1号）及び能勢町移住等コーディネーター活動月報（様式第2号）と併せて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、コーディネーターから前項に定める書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、委託料をコーディネーターに対し速やかに支払うものとする。

(町の役割)

第10条 町は、コーディネーターの活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) コーディネーターの活動に関する総合調整
- (2) コーディネーターの活動内容等との調整及び住民への周知
- (3) その他コーディネーターの円滑な活動に関して必要な事項

(コーディネーター証)

第11条 町長は、コーディネーターに対し、能勢町移住等コーディネーター任命証(様式第4号。以下、「任命証」という。)を交付するものとする。

2 コーディネーターは、前項の規定により交付を受けた任命証に対し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動に従事するときは任命証を常に携帯し、提示を求められたときは、これに応じること。
- (2) 任命証を第三者に貸与又は譲渡しないこと。
- (3) 任命証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに町長に届け出ること。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月16日から施行する。

能勢町移住等コーディネーター活動月報

能勢町長 様

氏 名		活動月	年 月分
活 動 総 括			
翌月の主な活動予定			
要望又は意見等			

年 月 日

能勢町長 様

能勢町移住等コーディネーター

氏名

㊞

能勢町移住等コーディネーター委託料請求書

能勢町移住等コーディネーター設置要綱第9条の規定により、次のとおり委託料を請求します。

請 求 額	円
1. 活動に対する対価	円
2. 活動に要する経費	円

（添付資料）

- ・ 請求額内訳書
- ・ 活動経費の領収書等の写し

様式第4号（第11条関係）

（表面）

能勢町移住等コーディネーター 任命証 第 号	
氏 名 生年月日	(顔写真)
上記の者は、能勢町移住等コーディネーターであることを証明する。	
年 月 日	能勢町長 印

（裏面）

注意事項

- 1 この任命証は、常時携行し、提示を求められたときは、これに応じなければならない。
- 2 この任命証は、他人に譲渡し又は貸与してはならない。
- 3 この任命証を喪失又は著しく破損したときは直ちに町長に届け出ること。
- 4 この任命証は、移住等コーディネーターでなくなったときは、直ちに町長に返還しなければならない。